

「審理をしない」とん  
審理をされません  
裁量されません



会員権があり  
審量法のみの  
「救済」

## 「除斥期間の趣旨」優先させ 救済の巾を不当に狭める

明治乳業事件に対する東京高裁判決の中で、「労働委員会の持つ裁量」について、あまりに特異な見解が示されています。

判決では、「不当労働行為の実際の効力を確保する立場からすれば、過去から繰り返される累積した不利益による格差が認められ、現在ある差別について救済が求められている時は、労働委員会の裁量により、その差別の是正を命じることができる」という趣旨のことを述べています。

しかし、このような救済の仕方が許されるためには、「時間的な隔たりが小さいこと」など、いくつかの条件を付けて、救済巾を不当に狭めたものにしてしまいました。

## 「審理放棄の裁量権」を与える 重大な誤り犯した東京高裁

高裁は、この見地を明治乳業事件にあてはめ、「中央労働委員会が時間的に大きく離れた時点に生じたとみられる格差のは是正は行なえないとして、過去の不当労働行為を審理しなかったとしても「裁量権の行使に違法があると見る余地はない」などと、「審理放棄の裁量権」なるものを認める重大な誤りを犯したのです。

労働委員会に与えられた裁量権は、どの範囲で、どのように救済するかという「救済方法のあり方と決定」行為であって、「審理をしない」などという裁量権は、絶対にあつてはならないのです。

## そもそも中労委では 「格差の存在」は審理されていない

この事件、そもそも中労委では過去の格差のは是正などは、審理の対象になつていません。それ以前に有意な格差など認められないと「格差の存在」自体を否定していくのです。審理も判断もしていない中労委に、何を思つて「審理をしなくとも良い裁量権」などを持ち出したのでしょうか。

この論理矛盾は、東京高裁自らが示すべき判断から、逃げてしまつた結果ではないでしょうか。この大きな矛盾の公正な見直しを最高裁に問い合わせるものです。

最高裁前宣伝  
No.24 08/7/14

上告受理で弁論の開始を求めます

明治乳業争議支援共闘会議  
連絡先 江東区労連 03-5606-5285 明治乳業争議団 047-332-5698  
ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>